

# 火災予防条例の一部改正により、「屋外における大規模な催し」への防火上の対策が強化されます。

## 指定催しの指定（条例第42条の2）

消防長は、屋外における大規模な催しで、次のいずれかに該当するもののうち、火災が発生したら人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定します。

- ① 1日当たり10万人以上の人出が予想される催し
- ② 主催者が認める露店等の出店数が100店舗以上の催し
- ③ 1及び2に準ずる規模の催しとして消防長が認めるもの



### 「指定催しの指定の流れ」

指定催しの規模に該当

指定催しの指定は、主催者等に防火上の一定の義務を課することになります。このことからあらかじめ主催者等の意見を聴取した上で、指定の有無について判断します。

消防長が主催者等についての意見を聴取

指定催しに指定したときは、主催者等に指定した旨を通知するとともに、市民のみなさまに公示をします。

指定催しとして指定



### 指定催しの主催者等の責務

- ① 「防火担当者」を選任すること。
- ② 「防火担当者」に「火災予防上必要な業務に関する計画」を作成させ、当該計画に基づく必要な業務を行わせること。
- ③ 「火災予防上必要な業務に関する計画」を所轄の消防署長に提出すること。

※「火災予防上必要な業務に関する計画」の提出を怠った者等には、罰金30万円以下の罰則規定があります。